

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十五年第四次二等陸、海、空士採用試験の日時及び場所
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 鳥取県内水面漁場管理委員会委員の選任
- 土地配分計画の作成
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第五百九十七号

昭和三十五年第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項の規定により、次のとおり定めたので同項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日時及び場所

昭和三十六年 一月二十一日	午前八時 三十分から	鳥取市吉方	日進小学校
〃 二十二日	〃	倉吉市堺町	倉吉東高等学校
〃 二十四日	〃	境港市明治町	境公民館
〃 二十五日	〃	日野郡日野町根雨	根雨小学校
〃 二十六日	〃	米子市両三柳	米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん 部隊

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、鳥取市下砂見神坂土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市下砂見神坂土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 有田 茂 鳥取市下砂見
- 北山 春美
- 北山 徳長
- 北山 寿実
- 北山 市蔵
- 北山 扇男
- 坂本 一雄
- 栗本 公次
- 坂本 正義
- 北山 亀蔵

昭和三十五年八月三十日申請人において選任の結果九月七日就任、任期第一回総会まで。

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 有田 茂 鳥取市下砂見
- 北山 春美

就任した役員の氏名及び住所

- 北山 徳長
- 北山 寿実
- 北山 市蔵
- 北山 扇男
- 坂本 一雄
- 栗本 公次
- 坂本 正義
- 北山 亀蔵
- 理事 有田 茂 鳥取市下砂見
- 北山 春美
- 北山 徳長
- 北山 寿実
- 北山 市蔵
- 北山 扇男
- 坂本 一雄
- 北山 亀蔵
- 監事 栗本 公次

昭和三十五年十月八日第一回通常総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期二年。

鳥取県告示第五百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十一条第二項の規定により、昭和三十五年十二月一日鳥取県内水面漁場管理委員会委員を次のとおり選任した。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区 分	住 所	氏 名
漁業者代表	鳥取市三津	田中 信敏
学識経験者	日野郡日南町霞	足羽忠三郎
	倉吉市魚町	江原 勇
	八頭郡河原町	荻原 央治
	東伯郡羽合町下浅津	中村 国清
	三朝町穴鴨	早栗 操

漁業者以外の水産動物の採捕者

米子市富士見町 古藤平二郎
鳥取市二階町 坂口晋一郎

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条の八第一項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第九十四条の九の規定に基づく土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第二号の規定により次のとおり告示する。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地区名	所在地	増反者	団 体
（第一工区） 崎 津	米子市葭津 中海水面地先	予定配分 七四口	予定配分 二四町
		予定配分 二口	予定配分 一、三二町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 日時 昭和三十五年十二月六日 午後一時

二 場所 県教育委員会 会議室

三 議題 1 昭和三十六年度県立高等学校入学者選抜

実施要項、学区外志願者取扱要項及び県

外志願者取扱要項について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価] 一部月極二〇円(配達料共)